

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 25 日

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 庶 務 ・ 総 務 担 当 課  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 庶 務 ・ 総 務 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を  
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課

御 中

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 私 学 部 私 学 行 政 課

「文 部 科 学 省 所 管 事 業 分 野 に お け る 個 人 情 報 保 護 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン」  
の 廃 止 等 に つ い て （ 周 知 依 頼 ）

日 頃 よ り、文 部 科 学 行 政 の 推 進 に 御 理 解、御 協 力 を 賜 り 有 り が と う ご ざ い ま す。

さ て、こ れ ま で、個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 （ 平 成 15 年 法 律 第 57 号。以 下 「個 人 情 報 保 護 法」とい う。）に 基 づ き、事 業 者 に 対 す る 監 督 権 限 を 有 す る 各 事 業 分 野 の 主 務 大 臣 は、各 所 管 分 野 の 事 業 者 が 講 ず る 措 置 の 適 切 か つ 有 効 な 実 施 を 図 る た め の 指 針 を 定 め て お り、文 部 科 学 省 に お い て も、「文 部 科 学 省 所 管 事 業 分 野 に お け る 個 人 情 報 保 護 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン」（ 平 成 27 年 文 部 科 学 省 告 示 第 132 号。以 下 「文 部 科 学 省 ガ イ ド ラ イ ン」とい う。）を 定 め、個 人 情 報 の 適 正 な 取 扱 い の 確 保 を お 願 い し て き た と こ ろ で す が、こ の 度、個 人 情 報 保 護 法 が 改 正 さ れ、事 業 者 に 対 す る 監 督 権 限 は、各 事 業 分 野 の 主 務 大 臣 か ら 個 人 情 報 保 護 委 員 会 に 一 元 化 さ れ る こ と に な り ま し た。

こ れ に 伴 い、改 正 個 人 情 報 保 護 法 が 施 行 さ れ る 平 成 29 年 5 月 30 日 に 文 部 科 学 省 ガ イ ド ラ イ ン は 廃 止 さ れ る た め、同 日 以 降 は、個 人 情 報 保 護 委 員 会 が 定 め る 全 て の 事 業 分 野 に 共 通 に 適 用 さ れ る 「個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 に つ い て の ガ イ ド ラ イ ン（ 通 則 編）」等 に 沿 っ て 個 人 情 報 の 適 正 な 取 扱 い を 行 っ て く だ さ る よ う お 願 い し ま す。

ま た、同 日 以 降、個 人 情 報 の 漏 え い 事 案 等 が 発 生 し た 場 合 は、「個 人 デ ー タ の 漏 え い 等 の 事 案 が 発 生 し た 場 合 等 の 対 応 に つ い て」（ 平 成 29 年 個 人 情 報 保 護 委 員 会 告 示 第 1 号）に 沿 っ て 対 応 す る こ と に な り ま す が、個 人 情 報 保 護 委 員 会 へ の 報 告 の 方 法 等 に つ い て は、今 後、個 人 情 報 保 護 委 員 会 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 さ れ る 予 定 で す の で、御 確 認 く だ さ る よ う お 願 い し ま す。

加 え て、文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 及 び 大 学 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 に お い て は、個 人 情 報 の 漏 え い 事 案 等 に つ い て 個 人 情 報 保 護 委 員 会 へ 報 告 す る 際 に、併 せ て、文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 私 学 部 私 学 行 政 課 企 画 係 及 び 大 臣 官 房 総 務 課 文 書 情 報 管 理 室 企 画 係 へ も 報 告 い た だ く よ う お 願 い し ま す。ま た、各 都 道 府 県 知 事 所 轄 の 学 校 法 人（ 私 立 学 校 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 270 号） 第 64 条 第 4 項 の 法 人 を 含 む。以 下 同 じ。） 及 び 小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 に お い て は、個 人 情 報 の 漏 え い 事 案 等 に つ い て 個 人 情 報 保 護 委 員 会 へ 報 告 す る 際 に、併 せ て、所 轄 の 各 都 道 府 県 及 び 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 を 通 じ て、文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 私 学 部 私 学 行 政 課 企 画 係 及 び 大 臣 官 房 総 務 課 文 書 情 報 管 理 室

企画係へも報告いただくようお願いいたします。

このほか、「特定個人情報(※)の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)」、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示2号)及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(特定個人情報保護委員会規則第5号)についても、個人情報保護法の改正を受けて改正されておりますので、併せて連絡します。(※)個人番号(マイナンバー)を内容に含む個人情報

なお、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)」及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(特定個人情報保護委員会規則第5号)の改正は、技術的な修正を行ったもので、実質的な内容の変更ではありません。

さらに、平成29年5月30日より、事業者に対する個人情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務については、個人情報保護委員会がつかさどることとなるため、個人情報保護委員会に個人情報保護法質問・相談ダイヤルが設けられております。個人情報保護法等の解釈及び個人情報保護制度に係る一般的な照会並びに苦情の申出についての必要なあっせん等については、以下に記載する当該ダイヤルへお問合せくださるようお願いいたします。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」等は別添のとおりですので、個人情報保護法に基づく個人情報保護の遵守を徹底するため、各都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

また、個人情報保護法の改正により、取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者(小規模の事業者)を規制の対象外とする制度は廃止されるため、全ての事業者に御周知くださるようお願いいたします。

最後に、本件については、別途、公文を郵送しておりますことを申し添えます。

#### 【別添資料】

- 1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)
- 2 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)
- 3 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A
- 4 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)
- 5 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)改正の新旧対照表
- 6 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示2号)

- 7 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示 2 号）改正の新旧対照表
- 8 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第 5 号）
- 9 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第 5 号）改正の新旧対照表
- 10 （改正版）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 11 （改正版）個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- 12 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

（参考資料）

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）
- ・文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 27 年改正 文部科学省告示第 132 号）

#### ■個人情報保護委員会ホームページの URL

- 個人情報保護法のガイドライン、  
個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について 等  
<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>
- 特定個人情報のガイドライン  
<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
- 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について  
<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

#### ■個人情報の取扱い等に関する問合せ先

個人情報保護委員会 個人情報保護法質問・相談ダイヤル

電話番号：03-6457-9849

受付時間：9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く）

取り扱う内容：個人情報保護法等の解釈及び個人情報保護制度に係る一般的な照会並びに苦情の申出についての必要なあつせん

#### ■特定個人情報の取扱い等に関する問合せ先

個人情報保護委員会 マイナンバー（個人番号）総合フリーダイヤル

電話番号：0120-95-0178

受付時間：平日 9：30～20：00 土日祝日 9：30～17：30（年末年始を除く）

取り扱う内容：個人番号、特定個人情報及びマイナンバー制度に関する照会

[本件問合せ先]

(私立学校に関する文部科学省への報告の方法等について)

文部科学省高等教育局私学部

私学行政課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2533)

E-mail [sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)

(私立専修・各種学校に関する文部科学省への報告の方法等について)

文部科学省生涯学習政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話 03-5253-4111 (内線 2915)

E-mail [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

(「文部科学省所管事業分野における個人情報保護  
に関するガイドライン」の廃止等について)

文部科学省大臣官房総務課

文書情報管理室 企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2571)

E-mail [bunjou@mext.go.jp](mailto:bunjou@mext.go.jp)